

## 目次

第 1 章 総則	3
第 1 条 本規約の目的	3
第 2 条 本規約の範囲・変更	3
第 3 条 用語の定義	3
第 2 章 本サービスの提供	3
第 4 条 本サービスの提供範囲	3
第 5 条 提供区域	4
第 3 章 契約	4
第 6 条 契約の単位	4
第 7 条 申込の条件	4
第 8 条 契約申込の方法等	4
第 9 条 契約申込の承諾	4
第 10 条 最低利用期間	4
第 11 条 契約申込内容の変更	5
第 12 条 権利の譲渡の禁止	5
第 13 条 地位の承継	5
第 14 条 契約者の氏名等の変更の届出	5
第 4 章 禁止行為	5
第 15 条 営業活動の禁止	5
第 16 条 著作権等	5
第 5 章 利用中止等	6
第 17 条 利用中止	6
第 18 条 利用停止	6
第 19 条 利用の制限	6
第 20 条 本サービス提供の終了	6
第 21 条 契約者による解約	6
第 22 条 当社による解約	7
第 6 章 料金	7
第 23 条 料金	7
第 24 条 利用料金の支払義務	7
第 25 条 割増金	8
第 26 条 延滞利息	8
第 27 条 料金等の計算方法等	8
第 28 条 端数処理	8
第 29 条 料金等の支払い	8
第 30 条 料金の一括後払い	9
第 31 条 消費税相当額の加算	9
第 32 条 料金等の臨時減免	9
第 7 章 損害賠償	9
第 33 条 責任の制限	9
第 34 条 免責事項	9
第 8 章 個人情報の取扱い	10
第 35 条 個人情報の取扱い	10
第 9 章 雑則	10
第 36 条 利用に係る契約者の義務	10
第 37 条 法令に規定する事項	11
第 38 条 準拠法	11

第39条	紛争の解決	11
第40条	営業活動の禁止事項	11
第41条	商標の利用	11
別紙1	(Webセキュリティ診断の内容)	13
別紙2	(料金表)	14
別紙3	(当社が別に定めることとする事項)	15

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約の目的)

東日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、このWebセキュリティ診断利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりWebセキュリティ診断（以下、本サービスといいます）を提供します。

### 第2条 (本規約の範囲・変更)

- 1 当社が、必要に応じて契約者に通知又は当社のホームページ等にて公表する本サービスの利用に関する取り決めは、本規約の一部を構成するものとします。
- 2 当社は、本規約（別紙を含みます。）の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、電子メールその他当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

### 第3条 (用語の定義)

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 Webセキュリティ診断	契約者が公開しているWebコンテンツおよびプログラムについて、別紙1に定める項目により診断を行い、診断結果を契約者に通知するサービス
2 本契約	当社からWebセキュリティ診断の提供を受けるための契約
3 契約者	当社と本契約を締結している者
4 Webセキュリティ診断取扱所	Webセキュリティ診断に関する業務を行う当社の事務所
5 契約ID	契約時に当社から付与する8桁の数
6 フレッツ光	当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款（平成12年東企営第00-51号。以下、「IP通信網サービス契約約款」といいます。）に定めるメニュー5（「 <u>光コラボレーションモデルに関する契約</u> 」（当社が別段の合意により締結するものをいいます。）に基づき提供されるものを含みます。）
7 フレッツ・ADSL	IP通信網サービス契約約款に定めるメニュー4
8 電話サービス	当社が別に定める電話サービス契約約款（平成11年東企営第99-5号）に定める加入電話
9 ISDNサービス	当社が別に定める総合デジタル通信サービス契約約款（平成11年東企営第99-1号）に定める第1種総合デジタル通信サービスおよび第2種総合デジタル通信サービス

## 第2章 本サービスの提供

### 第4条 (本サービスの提供範囲)

当社は、別紙1（Webセキュリティ診断の内容）に定めるところにより、本サービス

を提供します。

#### 第5条 (提供区域)

本サービスは、フレッツ光、フレッツ・ADSL、電話サービス又はISDNサービスの提供区域において提供します。

### 第3章 契約

#### 第6条 (契約の単位)

当社は、1契約IDごとに1の本契約を締結します。

#### 第7条 (申込の条件)

本契約の申込みをする方は、フレッツ光、フレッツ・ADSL、電話サービス又はISDNサービスの契約者（そのフレッツ光が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、そのフレッツ光の契約を締結している者が指定する者として）であることを要します。

#### 第8条 (契約申込の方法等)

本契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続きにより、Webセキュリティ診断取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 診断を希望するWebコンテンツおよびプログラムの存在するWebページの中で、最も上位ディレクトリにあるもののURL（以下「基本URL」といいます。
- (2) 電子メールアドレス
- (3) フレッツ光若しくはフレッツ・ADSLの契約者回線等番号、電話サービスの電話番号又はISDNサービスの契約者回線番号
- (4) その他申込みの内容を特定するための事項

#### 第9条 (契約申込の承諾)

- 1 当社は、本契約の申込みがあったときは、当社所定の審査を行い、承諾をする場合は、申込者に書面又は電子メールにより通知します。当該通知の発行をもって本契約が成立するものとし、当該通知に記載される利用開始日から本契約が効力を発し、当社は当該利用開始日から本サービスの提供を開始します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合に該当すると当社が判断したときは、本契約を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 契約時に申し出た内容に虚偽又は不備があったとき。
  - (4) 過去に当社による本契約又は他サービスの契約の解約の処分を受けたことがあるとき。
  - (5) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社は当該承諾を取り消すことができます。

#### 第10条 (最低利用期間)

- 1 本契約には、最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、本サービスの利用開始日から起算して2ヶ月とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に本契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに、別紙2（料金表）に規定する額を支払っていただきます。

#### 第 11 条 (契約申込内容の変更)

- 1 契約者は、第 8 条に定める契約申込内容の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

#### 第 12 条 (権利の譲渡の禁止)

本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、本契約で別に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

#### 第 13 条 (地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出て頂きます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第 1 項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

#### 第 14 条 (契約者の氏名等の変更の届出)

- 1 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 第 4 章 禁止行為

#### 第 15 条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスについて、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。ただし、当社に対し所定の様式により通知し、事前に承諾を得た場合はこの限りではありません。

#### 第 16 条 (著作権等)

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品 (本規約、ホームページ、メールマガジンを含みますがこれらに限られません。) に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、特段の定めのない限り当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
  - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

- (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと

## 第5章 利用中止等

### 第17条 (利用中止)

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社及び当社の契約事業者の本サービス提供に係る設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第19条 (利用の制限) の規定により、本サービスの利用を制限するとき。
  - (3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社から契約者に電子メールもしくは当社が指定するホームページによりその旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第18条 (利用停止)

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のフレッツ光、フレッツ・ADSL、電話サービス又はISDNサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) 当社の名誉又は信用を毀損したとき。
  - (4) 第15条 (営業活動の禁止)、第16条 (著作権等) 又は第36条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき。
  - (5) 当社の業務の遂行又は当社及び当社の契約事業者の本サービス提供に係る設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
  - (6) 当社に損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第19条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

### 第20条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第21条 (契約者による解約)

- 1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめWebセキュリティ診断取扱所に当社所定の方法により通知して頂きます。

- 2 当社は、前項の規定により申し出て頂いた解約希望日をもって本契約の解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到着する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

#### 第 22 条 (当社による解約)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。ただし、本条第 3 号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

- 1 第 18 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。但し、当社は、第 18 条 (利用停止) 第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解約できるものとします。
- 2 第 20 条 (本サービスの提供の終了) 第 1 項に定めるとき。
- 3 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
  - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
  - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

### 第 6 章 料金

#### 第 23 条 (料金)

当社が提供する本サービスの利用料金は、別紙 2 (料金表) に定めるところによります。

#### 第 24 条 (利用料金の支払義務)

- 1 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約日の前日までの期間 (提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、別紙 2 (料金表) に規定する利用料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
  - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (脆弱性診断・改ざん検出のいずれも全く実績が無い状態) が生じた場合に、そのことを当社が知った時から起算して、1 日以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時以後の利用できなかった暦日について、その日数に対応するその本サービスについての利用料金。
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状	そのことを当社が知った時以後の利用できなかった暦日について、その日

態（脆弱性診断・改ざん検出のいずれも全く実績が無い状態）が生じたとき。	数に対応するその本サービスについての利用料金。
-------------------------------------	-------------------------

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### 第 25 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙 2（料金表）の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

#### 第 26 条（延滞利息）

- 1 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 30 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
  - 2 本条に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。
- （注）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

#### 第 27 条（料金等の計算方法等）

- 1 利用料金の計算の起算日は、利用開始日とします。
- 2 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず随時に計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日の本サービスの提供の開始があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日の本契約の解約があったとき。
  - (3) 暦月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解約があったとき。
- 4 前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に定める利用料金の起算日を変更することがあります。
- 6 当社は、本規約で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額を返金しないものとします。
- 7 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

#### 第 28 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第 29 条（料金等の支払い）

- 1 契約者は、当社が請求する料金を、当社が定める期日までに、当社が指定するコンビ



ニエンスストアでの支払い又は金融機関等における口座振替により支払っていただきます。

- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### 第 30 条 (料金の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### 第 31 条 (消費税相当額の加算)

- 1 第 24 条 (利用料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により別紙 2 (料金表) に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
- 2 本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

#### 第 32 条 (料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

### 第 7 章 損害賠償

#### 第 33 条 (責任の制限)

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった (脆弱性診断・改ざん検出のいずれも全く実績が無い状態をいいます。以下この条において同じとします。) ときであって、そのことを当社が知ったときから起算して、1 日以上その状態が連続したときは、その契約者の損害を次項に定める範囲で賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスを提供しなかったことを当社が知った時以後の利用できなかった暦日について、その日数に対応するその本サービスについての利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

#### 第 34 条 (免責事項)

- 1 当社は、本サービスを提供するに当たって、契約者の Web サーバにおいて全ての Web アプリケーションプログラムの脆弱性の検出及びすべての不正リンク URL の検出を保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスを提供することに伴い発生する損害および契約者の本サービスの利用により生じる結果については、いかなる責任も負わないものとします。
- 3 契約者のシステム構成や設定、ホームページの仕様等によっては、Web セキュリティ診断の一部が実施されない場合があります。その場合であっても、当社は一切責任を負いません。
- 4 本サービスにより生成される診断結果は、診断実施時点のものであり、診断後に発見される Web アプリケーションプログラムの脆弱性及び不正リンク URL については加味されません。また、サイトの仕様変更やシステムの設定変更の影響によって診断対象に生じた変化も加味しません。
- 5 診断対象のサーバがアクセスできない (サーバ停止、アクセス規制等を含みますが、これらに限られません。) 場合は、診断することができません。その場合であっても、当社は一切責任を負いません。

- 6 本サービスは別紙 1 に規定する内容について診断および診断結果の通知を行います  
が、診断により発見された問題点について、当社はいかなる対策方法の提示および修繕  
や修理手配を行いません。
- 7 契約者が、本サービスの利用により第三者（他の本契約者を含みます。）に対し損害  
を与えた場合は、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとし、当社は、いかな  
る責任も負わないものとします。
- 8 当社は、第 17 条（利用中止）、第 18 条（利用停止）、第 19 条（利用の制限）、第 20  
条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の  
制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は  
負いません。
- 9 契約者においてサイバーテロ（コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治  
安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざ  
んするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をい  
います。）、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害につ  
いては、当社は一切責任を負いません。

## 第 8 章 個人情報の取扱い

### 第 35 条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、契約者から知り得た個人情報については、当社が別に定める「プライバシー  
ポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポー  
リシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- 2 当社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者  
が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用す  
る場合があります。
  - (1) 本サービスの提供
  - (2) 当社が提供する役務または販売する商品等の紹介、提案およびコンサルティング
  - (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務または商品等の紹介、提案およびコン  
サルティング
  - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物または謝礼の送付
  - (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
  - (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
  - (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
- 3 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各  
項の規定と同様に扱うこととします。
- 4 当社は、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 1 号の規定に基づき、個人情報を当社が業  
務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。また、個人情報保護法、  
電気通信事業法その他の法令に従い、第三者に提供することがあります。
- 5 契約者が第三者の個人情報を当社へ提供する場合においては、あらかじめ契約者が第  
三者の承諾を得た上で提供することとします。

## 第 9 章 雑則

### 第 36 条（利用に係る契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただ  
きます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者の利用状  
況によっては本サービスが提供できない場合があります。
  - (1) 契約者自身による本サービスの利用であること、または第 15 条の規定により契  
約者が事前に承諾を得て営業活動等を目的とした本サービスの利用であること。
  - (2) 基本 URL は契約者所有、又は契約者管理のものであること。

- (3)本サービス申込時に故障修理の必要がなく正常に動作している診断対象となるコンテンツやプログラムが用意されていること。
  - (4)診断対象となる Web コンテンツやプログラムについて正常に診断できるよう契約者の責任で維持、管理を行うこと。
  - (5)診断結果閲覧用のサイトにログインする際に使用する契約 I D 及び契約者指定パスワードの取り扱いを適切に行うこと。
  - (6)登録した基本URL、電子メールアドレスに変更があったときは、速やかに登録変更の手続きを行うこと。
    - (注) 電子メールアドレスの登録変更のタイミングによっては、反映に時間がかかり直後の診断結果が通知されない場合があります。
- 2 前項の規定のほか、契約者は次のことを守って頂きます。
- (1)当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他権利を侵害しないこと。
  - (2)本サービスを違法な目的で利用しないこと。
  - (3)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
  - (4)本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
  - (5)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (6)その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 3 契約者は、前2項の規定に違反して当社の事業の運営等に損害をきたしたときには、必要な費用を支払って頂く場合があります。

#### 第 37 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 38 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第 39 条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、契約者の居住する地域の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第 40 条（営業活動における禁止事項）

- 1 別紙 1（Web セキュリティ診断の内容）4 項診断結果の閲覧で定める項目について、いかなる理由においても当社が提供する診断結果を改変してはならないものとします。
- 2 その他本規約に違反するおそれのある行為又はこれに類する行為をしてはならないものとします。

#### 第 41 条（商標の利用）

- 1 契約者は、契約者が提供するサービスにおいて、当社の登録商標又は商標（以下、「商標等」といいます。）を使用できるものとします。ただし、不適切な方法で使用していると当社が認めた場合、当社はその使用中止又は使用方法の変更を求めることができ、契約者はこれに従うものとします。
- 2 本契約に基づいて契約者が使用している、当社商標等の使用を直ちに中止することと

します。

【別紙1 (Webセキュリティ診断の内容)】

1 診断の対象

診断の対象および診断の対象外は以下の通りです。

診断対象	基本URLを起点とし、そのリンク先にあるWebページ(同一ドメイン内、より下部ディレクトリにあるものに限ります)から第2項(診断項目)に定める範囲で当社が任意に選定するもの
診断対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ログイン等、認証が必要なページ。</li> <li>(2) 日本語ドメインのURL。</li> <li>(3) 一部の携帯サイト等PCからインターネット経由でアクセスできない場合。</li> <li>(4) 診断対象のサイトにアクセスするために特別な機器やソフトウェアを用いる場合。</li> <li>(5) JavaやFlash等のクライアントアプリケーションと連携したページ。</li> <li>(6) ファイルアップロード(multipart)等のリクエスト形式のページ。</li> <li>(7) 画像ファイル、動画ファイル、PDF、Flash、圧縮ファイル等。</li> <li>(8) パラメータのないWebアプリケーション。</li> <li>(9) その他、起点となるURLからたどることができないページ、または、形式がHTML、JavaScript、スタイルシート以外であるページ。</li> <li>(10) 契約者が診断対象外として指定したページ。</li> </ul>

2 診断項目

診断名	内容		診断範囲	実施回数
脆弱性診断	SQLインジェクション	想定していないSQLをWebアプリケーションに実行させることによりデータベースを不正に操作されてしまう脆弱性の有無について診断	最大100パラメータ	1回/月
	クロスサイトスクリプティング	攻撃者が作成した悪意のあるスクリプトをWebアプリケーションを介してWeb閲覧者のブラウザ上で実行されてしまう脆弱性の有無について診断		
	ディレクトリインデックス	対象ディレクトリに含まれるファイルの一覧を表示してしまい公開を意図していないファイルの閲覧・実行を許可してしまう脆弱性の有無について診断		
改ざん検出	Webサイトにおける悪意のあるリンク埋め込みの有無について診断を行います		最大100ページ	1回/日

**【注意事項】**

- ・ パラメータとは、Web コンテンツおよびプログラムに対し動作条件を与えるための情報を指します。
- ・ 脆弱性診断について、同一URL内であっても診断範囲を超えるパラメータについては診断を行いません。
- ・ 脆弱性診断および改ざん検出の第1回目の診断は本サービスの利用開始日と同一日です。
- ・ 脆弱性診断の第2回目以降の診断は第1回目の診断の翌月の同一日で行います。ただし、当日に診断できない（サーバ停止、アクセス規制等）の場合は、翌日以降になる場合があります。
- ・ 改ざん検出について、診断範囲を超えるページについては診断を行いません。
- ・ 改ざん検出は暦日単位で1日に1度、診断を行います。
- ・ 正常に診断を終了できなかった場合、脆弱性診断は最大3回（当日に1回と翌日に2回）、改ざん検出は最大1回（当日中）、再度診断を実施します。また、再度診断を行っても正常に終了できなかった場合は、その旨を電子メールにて通知します。
- ・ 本サービスの実施により診断対象の契約者の問い合わせページ、電子メール送信ページ、登録ページ、掲示板等の動的コンテンツにおいては、実際にデータの登録、送信等が行われる場合があります。登録されたデータの削除や送信された電子メールの削除は、契約者の責任において行っていただきます。また、データの登録、送信等により生じる結果については、当社は一切責任を負いません。

3 診断結果の通知

本サービスでは以下の事象の際に電子メールで契約者に通知します。

- ・ 脆弱性診断終了時
- ・ 脆弱性診断および改ざん検出の結果問題が発見された場合

**【注意事項】**

- ・ 電子メールについて、本サービスの提供範囲は送信までとし、その到着を保証するものではありません。

4 診断結果の閲覧

契約者は、以下の項目について診断結果を診断終了時に送信される電子メールに記載されたURLから、Webを通じて確認することができます。当社が契約時に通知する契約IDおよび契約者が申込時に指定したパスワードを使用します。

- ・ 診断結果概要（診断対象のすべてのURLの最新の診断結果の総合評価）
- ・ URL別診断結果（診断したURL毎の最新の診断詳細結果）
- ・ 脆弱性診断詳細結果（診断URL毎のパラメータそれぞれの診断結果）
- ・ 改ざん検出詳細結果（URL/ファイル毎の診断結果）

**【別紙2 (料金表)】**

1 利用料金

区 分		料 金 額
基本契約	1の基本URLごとに	5,000円 (税込価格 5,400円)
追加契約	基本URLの数が1を超える1ごとに	4,000円 (税込価格 4,320円)

**【注意事項】**

- ・ 追加契約で追加することが出来る基本URLの数は、最大4までとします。

2 最低利用期間に本契約の解約があった場合の料金の適用

区 分	内 容
最低利用期間内に基本契約の解約があった場合の料金の適用 (追加契約の解約の場合は含まない)	本サービスにおける基本契約には、最低利用期間があります。最低利用期間内に本サービスの基本契約に解約があった場合は、第 24 条（利用料金の支払義務）の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

【別紙 3 （当社が別に定めることとする事項）】

第 27 条（料金等の計算方法等）第 7 項における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	定める内容
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

附 則（平成 23 年 2 月 23 日 東コ B サ開第 10-7118 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 3 月 29 日から実施します。

附 則（平成 23 年 5 月 13 日 東コ B サ開第 11-0025 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 5 月 16 日から実施します。

附 則（平成 26 年 3 月 17 日 東ビ開 4 ビ企第 13-0088 号）

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 26 年 5 月 28 日 東ビ開 4 ビ企第 14-0029 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、この改正規定実施前に提供していた本サービスの料金の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附 則（平成 26 年 11 月 10 日 東ビ開 3 サボ第 14-0082 号）

この改正規定は、平成 26 年 11 月 11 日から実施します。

附 則（平成 27 年 1 月 29 日 東ビ開 4 コ推第 14-00385 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日 東ビ開 4 ビ企第 15-00056 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金そ

の他の債務（延滞利息を除きます。）については、第 26 条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの延滞利息については、なお従前のおりとします。

附 則（平成 27 年 12 月 21 日東ビ開 4 コ推第 15-01293 号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 4 日から実施します。